

CC1：自己資本の構成

株式会社三井住友銀行（連結）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2023年 9月末	2023年 6月末	別紙様式 第十四号 (CC2) の参照項目
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目（1）				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	7,727,139	7,940,764	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,538,757	3,526,676	
2	うち、利益剰余金の額	4,659,806	4,414,088	
1c	うち、自己株式の額（△）	—	—	
26	うち、社外流出予定額（△）	471,424	—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—	—	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	2,364,287	2,309,150	(a)
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	1,365	1,817	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	10,092,791	10,251,732	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目（2）				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	275,264	264,005	
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	8,250	3,368	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	267,014	260,636	
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	991	
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 43,461	△ 60,177	
12	適格引当金不足額	—	—	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	51,223	52,552	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	33,657	33,315	
15	退職給付に係る資産の額	498,789	492,570	
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—	
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—	
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
27	その他Tier1資本不足額		—	—	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）		815,474	783,259	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		9,277,317	9,468,473	
その他Tier1資本に係る基礎項目（3）					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	1,628,000	1,417,000	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
34+35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額		28,545	22,063	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—	
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	
35		うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）		1,656,545	1,439,063	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		—	—	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		—	—	
39	少数出資金金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		—	—	

40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	82,978	82,978	
42	Tier2資本不足額	—	—	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	82,978	82,978	
その他Tier1資本				
44	その他Tier1資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	1,573,566	1,356,084	
Tier1資本				
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	10,850,884	10,824,557	
Tier2資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	884,827	760,283	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	
48+49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	5,606	5,409	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	75,498	77,197	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	21,042	19,922	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	54,456	57,274	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	965,932	842,890	
Tier2資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	44,874	43,497	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	44,874	43,497	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	921,058	799,393	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	11,771,942	11,623,951	

リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (7)	76,039,182	74,004,955	
連結自己資本比率 (7)				
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (7))	12.20%	12.79%	
62	連結Tier1比率 ((ト) / (7))	14.27%	14.62%	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (7))	15.48%	15.70%	
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	750,611	651,096	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	747,055	630,393	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	41,105	36,108	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額	21,042	19,922	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	34,163	31,325	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	54,456	57,274	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	324,256	313,570	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	—	